

## 広島市民生委員協力員設置要綱

### (設置)

第1条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童委員(以下「民生委員」という。)の負担を軽減し、及びその担い手となる人材を育成することにより、本市の地域福祉の推進を図るため、広島市民生委員協力員(以下「協力員」という。)を置く。

### (協力員の数)

第2条 協力員は、原則として民生委員1名につきそれぞれ1名とする。ただし、民生委員が欠員となっている区域を臨時に担当する民生委員について、その円滑な活動と負担の軽減を図るために必要であると民生委員法第20条第1項の規定により組織された各地区の民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)の会長が認める場合には、その臨時に担当する区域の数に応じて、複数人の協力員を置くことができる。

### (委嘱等)

第3条 協力員は、地区民児協の会長からの推薦に基づき、市長が委嘱する。

2 民生委員(民生委員の候補者を含む。)は、その活動を行うに当たり協力員を必要とするときは、地区民児協の会長に対し、当該民生委員が属する地区民児協の地区の区域内に居住している者であって、適当と認めるものを協力員としたい旨の要請を行うものとする。

3 地区民児協の会長は、前項の要請があったときは、地区民児協において協議を行い、協力員が必要であり、かつ、前項に規定する者が、次条に規定する要件に該当すると決定したときは、市長に対し、広島市民生委員協力員配置申請書兼推薦書(様式第1号)により、第1項の推薦を行うものとする。

### (要件)

第4条 協力員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者でなければならない。

### (任期)

第5条 協力員の任期は、当該協力員が補助する民生委員の任期による。

2 協力員は、再任されることができる。

### (職務内容等)

第6条 協力員は、民生委員と連携し、その指示又は指導により、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 当該民生委員が行う見守り活動及び地域福祉活動の補助

(2) 必要に応じ地区民児協の定例会及び研修会への出席

(3) 地区民児協の主催行事の運営等への協力

2 協力員は、各月の活動状況を活動報告書(様式第2号)に記入の上、当該各月の翌月の5日までに当該協力員が補助する民生委員へ提出するものとする。

### (義務)

第7条 協力員は、前条に規定する職務を行うに当たっては、民生委員法第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

- 2 協力員は、市長、地区民児協の会長又は当該協力員が補助する民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（指揮監督等）

第8条 協力員は、その職務に関し、市長、地区民児協の会長及び当該協力員が補助する民生委員の指揮監督を受けるものとする。

（活動費等）

- 第9条 市長は、協力員に対し、活動費（実費に相当する額をいう。次項において同じ。）として年額30,000円を支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において委嘱又は解嘱（死亡を含む。）された協力員に係る当該年度の活動費の額は、協力員として在職した月数（1月に満たない端数は、切り上げる。）に2,500円を乗じて得た額とする。

（解嘱）

- 第10条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき
  - (3) 協力員たるにふさわしくない非行のあったとき
  - (4) その他市長が協力員たるにふさわしくないと認めたとき
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、協力員から広島市民生委員協力員辞任届（様式第4号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 広島市民生委員協力員配置申請書兼推薦書

(あて先) 広島市長

令和 年 月 日

地区民生委員児童委員協議会

会 長

連絡先

当地区民生委員児童委員協議会では、民生委員協力員の配置が必要であるため、広島市民生委員協力員設置要綱第3条の規定に基づき、以下のとおり申請し、民生委員協力員の候補者について推薦します。

## 1 民生委員協力員の配置を必要とする民生委員・児童委員

ふりがな		(4)担当世帯数	約 世帯
(1)氏名		(5)在職期間	年 月 (新任日：昭和・平成・令和 年 月)
(2)住所	広島市 区		
(3)担当区域			
(6)配置を希望する理由及び行ってほしい活動(具体的に詳しく記入してください。)			

(注) (3) 担当区域及び(4)担当世帯数欄について、民生委員・児童委員が欠員となっている区域を臨時的に担当する場合には、当該欠員となっている区域の内容を記載してください。

## 2 民生委員協力員候補者 (新再の区分： 新任 ・ 再任 )

ふりがな		(2)生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳) ※申請日現在
(1)氏名	(男・女)	(3)電話番号	( ) -
(4)住所	広島市 区		
(5)就業形態 (職業)		(6)民生委員 経験歴	有 ( 年 月 ~ 年 月 ) 無
(7)推薦理由 (具体的に詳しく記入してください。)			

(注) 就業形態(職業)欄の記載例：パート(会社員)、自営業(農業)、無職(主婦)等  
※この申請書兼推薦書に記載された個人情報については、民生委員協力員の配置及び推薦の目的にのみ使用します。他の目的で使用することはありません。

## 広島市民生委員協力員活動報告

(令和 年 月分)

地区民児協名	地区民生委員児童委員協議会
民生委員協力員氏名	

◎活動件数◎ ※活動日数を忘れず記入してください。

①	見守り対象者の状況把握の補助(同行訪問・代行訪問・外観的な安否確認など)	延べ	件
②	民児協の定例会や研修への参加、事業や行事への協力(チラシ配布、いきいきサロン補助など)	延べ	件
③	民生委員への情報提供・相談のつなぎ等	延べ	件
④	その他の活動	延べ	件
活動日数			日
今月の特記事項(自由記載欄)			

民生委員協力員活動報告(本人控)

(令和 年 月分)

日・曜日	活動概要 ※活動した日の内容を簡単にご記入ください。	活動区分 ※該当する区分にその日の回数をご記入ください。			
		(状況把握の補助等) ①	見守り対象者の ②	研究修への参加や 民児協定例会や 協加力 ③	民生委員への 情報提供 ④
17 (火)	【記載例】 AM ○○さんの様子を見に自宅を訪問した。 PM 民児協の定例会に出席。帰りがけに、△△さん宅に立ち寄った。	2	1		
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
合計					

(あて先) 広島市長

## 誓約書

- 広島市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをしません。
- 活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。
- 市長、地区民生委員児童委員協議会会長及び補助する民生委員・児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

以上について遵守することを誓います。

令和      年      月      日

氏 名 \_\_\_\_\_

## 広島市民生委員協力員辞任届

(あて先) 広島市長

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 地区民生委員児童委員協議会

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、このたび、民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

(1)辞任年月日	令和 年 月 日
(2)辞任理由	
(3)担当区域	
(4)確認欄	地区民生委員児童委員協議会会長 氏名 _____
	担当民生委員・児童委員 氏名 _____